

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日: 令和4年10月28日

一般社団法人日本クレイ射撃協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://clay-shooting.website/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	「基本プラン」を更新 (VER.2) し、2021年度第6回理事会 (2022年3月30日) の承認を経ている。 基本プランVER.2では、競技会の活性化・ジュニア世代の充実・女性スポーツの推進・スポーツ医学サポートの充実・競技会の開催運営能力という5項目の向上を目指した計画としている。	◇基本プラン VER.2 ◇2021年度 第6回理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を、前述の基本プランVER.2へ盛り込み、且つ、本部運営用ガイドラインを策定し、スポーツ団体の役割、理事・監事の役割、NFの業務内容、スポーツ団体のコンプライアンスをマニュアル化し、不祥事を防止するための体制構築や協会三原則・三位一体運営を目指すこととしている。	◇基本プラン VER.2 ◇2021年度 第6回理事会議事録 ◇協会運営ガイドライン ◇2021年度 第5回理事会議事録
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	2020年度に引き続き2021年度決算についても約844万円の黒字収支となった。 黒字要因としては事業の活性化・効率化による結果が大きく、2019年度財務計画を更新していないため、2023年度以降の財務計画を2022年度内に策定する。 その他、協賛スポンサーの獲得に向けた活動を推進する特別委員会として後援企業推進委員会を設置した。	◇2022年度 第4回理事会議事録
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合 (25%以上) 及び女性理事の目標割合 (40%以上) を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事や女性理事を起用するために定款の施行についての細則を改正し、学識経験者理事枠を大幅に増やした。その結果、本年度の定時社員総会 (2022年6月) における役員改選にて、外部理事4名 (20%) から6名 (31.5%) へ改善し、目標割合を達成。 また、女性理事についても2名 (10%) から6名 (31.5%) へ改善した。役員改選毎に女性理事を増やし、目標割合 (40%) の達成に向けて善処したい。 (* 学識経験者理事枠10名→16名へ改正)	◇役員名簿 ◇2022年度 定時社員総会議事録
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会は<<一般社団法人=正会員>>であるため割愛する。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	2021年度にアスリート委員会を設置、まずは理事会の諮問機関としてスタートさせた。 2022年6月の役員改選を経て、柔道アテネ・北京金メダリストの谷本歩実氏を理事・アスリート委員長へ就任いただいた。選手の意見を取り纏め、理事会へ提言いただくこととしている。	◇役員名簿 ◇2022年度 定時社員総会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現行定款において、理事は14名以上20名以下とされており、理事会は常に80%以上の出席率を確保しているため、実効性は損なわれていない。 なお、コロナ禍においても理事会へ理事・監事が出席できるようWEB出席対応を取り、実効性の確保に努めている。 現在は理事上限数20名のうち地方組織選出理事4名、学識経験者理事16名と改善し、外部理事を積極的に取り入れる基盤を築いた。現状、学識経験者理事16名のうち外部理事6名に就任いただいた。	◇役員名簿 ◇理事会出席率一覧
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	理事就任については、地方組織より選出されるブロック選出理事は就任時に70歳を超えないよう定年制を古くから整備しており、地方組織の新陳代謝へ大いに貢献している。生涯スポーツであるクレー射撃では、他競技よりも年齢層が高いため、学識経験者理事枠には定年制を設けていない。	◇定款の施行についての細則
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	理事の再任回数の上限設置については、外部理事数を増やしたために後任理事の育成に当面傾注する必要があるため、今回の役員改選前に理事会審議の上で見送った。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	◇2022年度 第1回理事会議事録
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員選考委員会は既に設置しているが、事業の継続性を重視するために構成員が現行の理事・監事で賄われていた。 今回の役員改選により外部理事や女性理事の就任数が改善したため、現行規程を変更せず当面は対応したい。	◇役員名簿 ◇役員選考委員会規程
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	3R宣言をブラッシュアップし、誓約事項5項目へ改正した他、項目2記載の通り本部運営ガイドラインを策定した。 また、倫理規定（改正）、コンプライアンス規程は既に整備している。	◇倫理規程 ◇誓約事項 ◇コンプライアンス規程 ◇運営ガイドライン
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	JSPO加盟団体規程改正に伴い、協会の公益法人移行手続きを現在鋭意進めている。 法人移行に伴い、定款を含む諸規程の全点検作業にあっており、内閣府公益認定等委員会の指導や委任専門弁護士の助言に従い、協会内の諸規程の改正確認・整備を実施。 次年度（2023年4月）から公益法人移行を予定している。	
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	情報公開規程や悪天候・災害発生時マニュアルを策定した。 今後、不祥事発生等に関する対応マニュアルを2022年度内に補完整備する。	◇情報公開規程 ◇2020年度 第7回理事会議事録 ◇悪天候・災害発生時マニュアル
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員等の報酬等に関する規程を整備しているか	役員報酬等及び費用に関する規程、就業規則を整備済み。 なお、就業規則については社会保険労務士の助言をいただき、2022年度第1回理事会において改正承認。	◇役員報酬等及び費用に関する規程 ◇就業規則 ◇2022年度 第1回理事会議事録
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	項目12記載の通り、法人移行に伴う定款変更箇所確認作業を現在行っており、基本財産に関する条文を追入予定である。定款改正を行った上で、定款に記載されている次の規程を整備予定。 ◇基本財産管理規定、財産管理運用規程(資金運用規程)	
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	パートナーシップ規定を整備。 更に2022年度内に商品化等の付随的業務を実施するためのNFの権利に関する規程を整備予定。なお、表彰規定は既に整備済み。	◇表彰規定及び細則 ◇パートナーシップ規定 ◇2021年度 第3回理事会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手の選考については、都度、強化委員会において原案を作成し理事会で審議・決定を経て公表しているが、2022年度内に選手選考規程を作成し、選手の権利保護に努める。 なお、2022年度第5回理事会において、TMI総合法律事務所所属弁護士に陪席いただき、ガバナンスコードや選手選考に関する講義をいただいた。	
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員の選考規程については、2022年度内にマニュアル(規程)を作成し、公平且つ合理的な審判員選考に努める。	
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	契約顧問弁護士が4名居り、日常的に相談や問合せができる体制である。	◇顧問弁護士リスト
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス規程は整備済みであり、コンプライアンス室を設置した。 当協会では、民間企業においてコンプライアンス教育を受けた者を担当職員として2019年度より採用し、対応にあたっている。	◇コンプライアンス規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス室の設置に伴い、現行の顧問弁護士、税理士・公認会計士と相談し善処したい。	◇顧問弁護士・税理士・公認会計士リスト
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	コンプライアンス規程に基づき、今後積極的に啓発活動を行っていく。 具体的な取組みとしては、理事会や総会前に、専門講師を招き理事・監事・正会員・職員を対象とした研修会を2022年度より実施予定。	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を2022年度内に実施する。 具体的な取組みとしては、JSPO公認スポーツ指導者講習会のカリキュラムへコンプライアンス教育を導入を予定している。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員向けのコンプライアンス教育について2022年度内にカリキュラムを策定する。 カリキュラム策定後、毎年実施しているブロック審判員講習会にて実施したい。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	契約済みの税理士、公認会計士と日常的に相談や問合せができる体制である。	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守している。 (公認会計士監査報告書、監事監査報告書参照)	◇監事名簿
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	補助金申請・報告先であるJOC(日本オリンピック委員会)やJSC(日本スポーツ振興センター)の手引き等に従い、各種補助金の適正な利用に努めている。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令・定款に基づき、ホームページにおいて事業報告・収支決算、事業計画・収支予算を年度毎に掲載している。	◇2022年度 事業計画 収支予算書 ◇2021年度 事業報告 収支決算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	前述の通り代表選手の選考については、都度、強化委員会において原案を作成し理事会で審議・決定を経てホームページ等で公表している。 17項目記載の通り、2022年度内に選手選考に関する規定整備を経て、より透明な選手選考に努める。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	自己説明・公表はホームページへ掲載し情報の開示に努めると共に、進捗があった際は都度更新する。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	2021年度内に利益相反ポリシーを作成できなかったため、2022年度内に整備。	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	前述の通り、2022年度内に利益相反ポリシーを作成する。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	理事会の承認を経て弁護士と契約を行い、現在、通報規定の作成と利用要領の詳細確認作業を行っている。通報窓口は2021年度に運用を開始した。	◇通報窓口利用要領
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報窓口担当弁護士と運用体制の詳細確認作業を行っている。 (例：専用電話を設置するなど) 運用にあたっては担当弁護士があたるが、今後必要に応じて公認会計士、学識経験者を付加することを検討したい。	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	倫理規程において、違反者に対する処分内容及手続を定め、既にホームページに掲載している。	◇倫理規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査は「除名処分」以外は全て理事会で審議され、必要に応じて顧問弁護士へ事前相談、または理事会陪席を行っており、中立性・専門性は担保されている。	
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	既に自動応諾条項を定め、(公財)スポーツ仲裁機構を利用できる措置を講じている。	◇競技者規程 ◇倫理規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	2021年度に倫理規定を改正し、処分規定内にスポーツ仲裁機構へ異議申し立てを行うことができる旨を明記した。	
39	[原則12] 危機管理体制及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	項目13記載の通り、悪天候・災害発生時マニュアルを策定した。 今後、不祥事発生等に関する対応マニュアルを2022年度内に補完整備する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	前述、危機管理マニュアルと倫理規定をリンクさせ、適宜な事実調査、原因究明、責任者の処分、再発防止の提言を行うための体制構築を図る。 (*後述参照)	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会には、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去、セクハラ問題発生(1998年)では弁護士や有識者で構成する同調査委員会を立ち上げ、問題解決にあたった経緯があり今後も同様の対応・体制を取っていく旨を危機管理マニュアルで明記する。 当時の調査委員会では、事実調査、原因究明、責任者の処分、再発防止の提言を全て行った。	◇平成11年度調査委員会委員リスト
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体規程は既に整備済み。前述の通り加盟団体用の運営ガイドラインを策定したため、同ガイドラインに添ってコンプライアンス・ガバナンス・インテグリティの醸成に取り組んでいく。 また、2022年度第4回理事会において前述ガイドラインを推進する特別委員会(ガイドライン推進委員会)を設置した。	◇加盟団体規定 ◇加盟団体用運営ガイドライン ◇2022年度第4回理事会議事録
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	コロナ禍により全国的な研修会の実施は見送らざるを得ない状況。 WEB会議の利用など、2022年度に再度研修会の実施を企画したい。先行他団体のガイドブックなども教材として採用するなど、情報提供や研修を通じて相互理解を深めていきたい。なお、同研修会は最低年1回以上実施する恒例行事としたい。	